

11-9-4
260号

解決スル所アリシヲ以テ其ノ刺激ヲ
受ケタルニ起因スルモノト認マラル
又ノニシテ本件ハ團體的背景アル
モノニ付注意中
左記

要求書

生活部

一我等八日カノ方苦ニ堪ヘス且ソ現在ノ
貸入金ニテハ生活上不爲ニ堪ヘス茲ニ於テ
人關トシテ生活ノ保障ヲ主張シ其要
求ヲ提出ス

強要

以上

手紙

二請負制度ノ全廃

三現在ノ日給ヨリ三割ヲ増給スルニト

四解雇年当リ左ノ通支給スルニト

勤続六ヶ月未満 五十日分

一ヶ年未満 一百日分

一年以上一ヶ月ヲ増毎ニ三日分

五今回ノ要求ニ因シ犧牲者ヲ出サ、ルニト

(3)

特紙第一五七三二番

大正十一年

八月三十日

大政府知事 池松時和

内務大臣 水野錬太郎殿

農商務省 務局長殿

警視總監 堀田貞親殿

京都府 兵部縣知事殿

大政地方裁判所長事正殿

小森鉄工所労働争議解決ノ件

掲載ニ場労働争議ハ事業主ノ切實
其効ヲ差シ昨三十一日正午ニ至リ各自
帰宅ニテ任意就業ノ可否ヲ決スル
ニトハナリシハ既報ノ所其ノ後別ニ
團體的行動ナカシニ力廣固厚次郎

報ニ

報ニ

報ニ